

あげお愛友の里訪問看護ステーション運営規程

訪問看護及び介護予防訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団愛友会が開設するあげお愛友の里訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)あるいは病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当っては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立し、日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要な指定訪問看護等の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。
- 6 事業所がこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護等の提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あげお愛友の里訪問看護ステーション
- (2) 所在地 埼玉県上尾市西門前 727-3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者 看護師若しくは保健師 1名(看護職員と兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護等の提供にあたるものとする。また、従業者が事業に関する法令等の規定を遵守するよう指揮命令する。

- (2) 看護師等：保健師、看護師又は准看護師

看護職員は3人以上(内1名は常勤とする)

指定訪問看護等の提供に当る。看護職員(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。

- (3) 事務職員：1名(非常勤)

事業所の運営に必要な事務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常、月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、土曜日は午前8時30分から12時30分までとする。

- (3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医の指示書の交付を受けるものとする。

- (2) 利用希望者に主治医がいない場合は、事業所から各医師会等に、主治医の選定、及び調整を依頼する。

- (3) 事業所は、訪問看護計画書を作成して利用者に提示し訪問看護を実施する。訪問看護計画書は、介護保険利用者にあつては居宅サービス計画書又は介護予防サー

ビス計画書や利用者の希望、訪問看護指示書と看護師のアセスメントに基づいて作成する。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・心身の状況の観察、健康管理
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の相談・指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問看護等を提供した場合の基本利用料の額は、健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額について別途定める料金表によって説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(1) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(2) その他の利用料

死後の処置を希望される場合、死後の処置料を12000円とする。

(3) 事業所は、利用者より利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確にした請求書、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、上尾市、桶川市、伊奈町の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第 10 条

- 1 看護師等は、指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講じるものとする。
- 2 看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(苦情処理)

第 11 条

- 1 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる
- 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じおよび市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う
- 3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 12 条

- 1 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第 13 条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス

の提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を促進するため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

第15条

- 1 事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。
 - (2) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練(新入職時含む)を定期的実施する。
 - (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- 2 感染症や非常災害発生時に、継続的な看護の提供と早期業務再開を図るため、医療法人愛友会 上尾市内訪問看護ステーション4事業所間で、相互支援に関する連携協定を締結する。

(身体的拘束等の適正化)

第16条 事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (2)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第17条 事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3)従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化)

第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業員の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)職場又は利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業員、利用者等に対し周知・啓発する。
- (2)相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業員に周知する。
- (3)マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取組を実施する。
- (4)メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して一人で対応させない等、被害者への配慮のための取組を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

- 1 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管するものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団愛友会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

平成 17 年 4 月 1 日	一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正
平成 19 年 6 月 1 日	一部改正
平成 20 年 1 月 1 日	一部改正
平成 27 年 8 月 1 日	一部改正
平成 29 年 10 月 1 日	一部改正
平成 30 年 2 月 1 日	一部改正
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正
平成 31 年 2 月 8 日	一部改正
令和 5 年 10 月 1 日	一部改正
令和 6 年 2 月 1 日	一部改正
令和 6 年 6 月 1 日	一部改正